

徳島市母子家庭自立支援教育訓練給付金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 徳島市は、母子家庭の母の主体的な能力開発の取組みを支援し、もって母子家庭の自立の促進を図るため、母子家庭の母に対して、自立支援教育訓練給付金（以下「訓練給付金」という。）を支給するものとし、その支給については、この要綱の定めるところによる。

(支給対象者)

第2条 訓練給付金を受けることができる者は、母子家庭の母であって、次の各号に掲げる支給要件の全てを満たす者（その者が住所を徳島市内に有する場合に限る。）とする。

- (1) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けていること又は当該手当の支給要件と同様の所得水準にあること。
- (2) 次条各号に掲げる支給対象講座の受講開始時において、雇用保険法（昭和49年法律第116号）による教育訓練給付の支給資格を有していないこと。
- (3) 支給を受けようとする者の就業経験、技能、資格の取得状況及び労働市場の状況等から判断して、当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められるものであること。
- (4) 訓練給付金の支給を受けたことがないこと（特に必要と認められる場合を除く。）、

(支給対象講座)

第3条 訓練給付金の支給の対象となる講座は、次のとおりとする。

- (1) 雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座
- (2) 就業に結びつく可能性の高い講座で国が別に定める講座
- (3) 前2号に掲げるものに準じ市長が別に指定する講座

(対象支給額等)

第4条 訓練給付金の支給額は、支給対象者が対象教育訓練の受講のために支払った費用（以下「教育訓練経費」という。）の20パーセントに相当する額（当該金額が10万円を超える場合は10万円）とする。ただし、当該金額が、4千円を超えない場合は支給しないものとする。

(対象講座指定の手続)

第5条 訓練給付金を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定申請書（様式第1号。以下「受講対象講座指定申請書」という。）を市長に提出し、受講開始前にあらかじめ、受講する講座について教育訓練講座の指定を受けなければならない。

2 申請者が受講対象講座指定申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

ただし、公簿等によって確認することができる場合は、添付書類を省略することができる。

- (1) 当該申請者及びその児童の戸籍謄本又は抄本並びに世帯全員の住民票の写し
- (2) 児童扶養手当証書の写し（当該申請者が児童扶養手当受給者の場合に限る。）又

は当該申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額等についての市区町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（十九歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

- 3 市長は、受講対象講座指定申請書を受理した場合、受給要件の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否の決定をするものとする。
- 4 市長は、指定の可否を決定するに当たり、必要に応じて、母子家庭自立支援教育訓練給付金審査委員会の意見を聴くものとする。
- 5 市長は、対象講座の指定を行った場合には、母子家庭自立支援教育訓練給付金事業受講対象講座指定通知書（様式第2号。以下「受講対象講座指定通知書」という。）により、当該申請者に通知するものとする。

（訓練給付金の支給の手続）

第6条 訓練給付金の支給を受けようとする者（以下「支給申請者」という。）は、母子家庭自立支援教育訓練給付金支給申請書（様式第3号。以下、「支給申請書」という。）を受講修了日の翌日から起算して1か月以内に市長に提出しなければならない（ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。）。

2 支給申請者が支給申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 第5条第2項第1号及び第2号に規定する書類
- (2) 受講対象講座指定通知書
- (3) 教育訓練施設の長が受講者の教育訓練の修了を認定する教育訓練修了証明書
- (4) 教育訓練施設の長が、教育訓練経費について発行した領収書

3 市長は、支給申請書を受理したときは、当該支給申請者が支給要件に該当しているかを調査し、速やかに支給の可否を決定するものとする。

4 市長は、支給の可否の決定を行ったときは、遅滞なくその結果（支給することを決定した場合は、当該支給額を含む。）を当該支給申請者に母子家庭自立支援教育訓練給付金決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

5 前項の規定により、支給の決定の通知を受けた支給申請者は、母子家庭自立支援教育訓練給付金請求書（様式第5号）を市長あてに提出するものとする。

（訓練給付金の返還）

第7条 市長は、偽りその他不正な手段により訓練給付金の支給を受けた者がいるときは、支給額に相当する金額の全部をその者から返還させることができる。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は平成16年8月19日から施行する。

附則

この要綱は平成19年10月1日から一部改正して施行する。

附則

この要綱は平成24年8月1日から一部改正して施行する。